

令和6年度

障害者スポーツ推進プロジェクト

(障害児・者のスポーツライフに関する調査)

仕 様 書

令和6年7月26日

スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室

1 事業名

令和6年度「障害者スポーツ推進プロジェクト（障害児・者のスポーツライフに関する調査研究）」

2 事業の目的

東京大会により、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた機運が醸成されたが、障害のない方で障害者スポーツを体験したことのある方の割合は低く、障害のある方とない方がともにスポーツをする、ユニバーサル、インクルーシブなスポーツ環境を整備することが必要である。また、成人一般に比べて障害者のスポーツ実施状況が低調であることから、障害者特有のスポーツの実施に係る障壁の解消と、スポーツ施策の実施体制上の課題の解消を図ることも重要である。

これらのことから、本事業は、障害者が生涯にわたってスポーツを実施するための基盤を整備する観点から、身近な場所でスポーツを実施できる環境の整備等を図ることを目的として実施する。

3 成果物

(1) 報告書

本事業による調査の結果と、障害者スポーツについて専門的な知見を有する者からの意見を聴取した上でとりまとめた報告書の印刷物（原則としてA4版とすること。）を50部納品すること。

なお、報告書のとりまとめに当たっては、課題解決に向けた分析や、今後の施策の推進の参考となるポイントについても記載するとともに、報告書の内容を概ね10頁程度（調査の全体概要1枚、調査結果まとめ1枚、調査項目ごとに各1枚を想定。Microsoft Power Point形式により作成するものとする。）にまとめたものを報告書中に盛り込むこと。また、内容について担当部局と打合せを行い、事前に了解をもらうこと。

(2) 集計表

- ① 単純集計表：表計算ソフト Excel365 形式+CSV ファイル形式1部
- ② 実数表：表計算ソフト Excel365 形式1部
- ③ 個票データ：CSV ファイル形式1部+ファイルレイアウト

(3) 事業関連ドキュメント

報告書原稿及び本事業において開催した会議の資料、議事録その他関連して作成・取得した資料一式のドキュメントデータ（Microsoft Word、同 Excel、同 Power Point で読込み可能な形式又は PDF 形式）を提出すること。

4 委託契約期間

契約を締結した日～令和7年3月19日（水）

5 納入期限

令和7年3月19日（水）

6 納入場所

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号中央合同庁舎第7号館

7 事業の内容

障害者がスポーツに参加するに当たっての阻害要因や促進要因を、障害種や程度別に把握した上で分析するなど、スポーツ実施状況・阻害要因等の把握、振興ツール創出等のための調査研究を実施する。なお、事業の実施内容については、以下の項目を必ず含めることとするが、それ以外の実施内容（事業の目的に沿ったものに限る。）を含めることを排除するものではない。調査の実施及び結果の取りまとめに当たっては、障害者スポーツについて専門的な知見を有する者等からの意見を聴取する。

(1) 調査対象

(ア) 調査対象者

障害児・者本人あるいは同居する家族で障害児・者がいる者
障害児がいる場合、7歳以上である者

(イ) 必要回答数

約 5,000 人

(ウ) 調査対象者の抽出範囲

全国各地から偏りなく抽出するとともに、性別、障害種別の偏りにも配慮すること

(2) 調査方法

無記名式のインターネット調査

(3) 主な調査項目

- ・ 障害児・者の基本情報（障害の種類、在籍する学校種別（小中高等学校においては、通常の学級、特別支援学級（小、中のみ）、通常の学級＋通級による指導など、学びの場の状況を含む）、障害者手帳の保有状況、就労する場所など）
- ・ 運動・スポーツの実施状況（実施頻度、実施種目、目的、実施する曜日や時間帯、実施場所、一緒に実施する方など。過去にスポーツ庁委託事業で実施された障害者のスポーツ実施率の調査（※）との経年変化が分かるようにすること。）
- ・ 障害のある児童生徒について、学校（小・中・高等学校、特別支援学校）におけるスポーツの実施状況（体育の授業及び運動部・クラブ活動における実施状況を含む。）及び学校外のスポーツ実施状況（放課後デイサービス、放課後子ども教室、学童保育、総合型地域スポーツクラブなどでの活動を含む）
- ・ 就労している障害者について、就労先（就労支援施設A型、B型、民間企業など）におけるスポーツ環境の状況（施設における取組や企業の福利厚生など）
- ・ 運動・スポーツの実施における障壁（特に、学校や一般のスポーツ施設でスポーツを実施する際の障壁については、より詳細な状況把握及び分析等を行うことが望ましい。）
- ・ スポーツクラブや同好会・サークルへの加入状況
- ・ その他、本調査目的に沿った調査項目

※ 障害児・者のスポーツライフに関する調査（スポーツ庁 HP）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/toukei/chousa04/sports/1402342_00002.htm

※ なお、具体的な項目については、障害者スポーツについて専門的な知見を有する者等で構成

される会議における議論を踏まえて、決定すること。(有識者の選定はスポーツ庁と協議し、了解を得る必要がある。)

8 応札者に求められる要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「スポーツ庁健康スポーツ課技術審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「総合評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 調査業務の実施方針

1-1 調査内容の妥当性、独創性

- * 1-1-1 仕様書記載の調査内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕
- * 1-1-2 偏った調査内容となっていないこと。

1-2 調査方法の妥当性、独創性

- * 1-2-1 調査研究の抽出・分析方法が妥当であること。〔分析手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕
- * 1-2-2 調査項目・調査手法が明確であること。

1-3 作業計画の妥当性、効率性

- * 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似調査研究業務の経験

- 2-1-1 過去に類似の調査研究を実施した実績があること。〔類似調査研究の実績内容があれば加点する。〕

2-2 組織の調査実施能力

- * 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。〔人員・設備がより手厚く配置されていればその内容に応じて加点する。〕
- 2-2-2 幅広い知見、障害者スポーツの振興について専門的な知見を有する者等の優れた情報収集能力を有している場合に加点する。
- * 2-2-3 事業を実施するうえで適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 調査業務に当たってのバックアップ体制

2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組み立てられていれば望ましい。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似調査業務の経験

3-1-1 過去に類似の調査業務に従事した実績があれば、その内容に応じて加点する。

3-2 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性

* 3-2-1 調査内容に関する知識・知見を有していること。

3-2-2 調査内容に関する人的ネットワークを有している場合に加点する。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば望ましい。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）
- ・認定段階3
- ・プラチナえるぼし認定企業

・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）

・トライくるみん認定

- ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。）

- ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）

・プラチナくるみん認定

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定

※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当

する各認定等に準じて加点する。

○スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」によるスポーツエールカンパニー認定

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば望ましい。(いずれかを応募者が選択するものとする)

5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※1」を大企業においては3%以上、中小企業※2等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※1」を大企業においては3%以上、中小企業※2等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

○ 中小企業等においては、「給与総額」とする。

○ 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

9 検査

発注者は、受注者が納入した納入品につき、仕様書記載事項が満足されていることを、発注者、受注者双方の立会いのもとで確認したことをもって検査とする。

10 守秘義務

受注者は、本調査業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。受注者は、本調査業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

11 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

12 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

5-1-1の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

5-1-2の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1-1の場合は「合計額」と、5-1-2の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は様式別紙第1の1、別紙第1の2裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

13 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

14 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

15 その他

(1) 本事業の実施に当たっては、事業の進捗状況等を把握するため、必要に応じ報告を求めがあるので、求めに応じ、メール、電話等により報告すること。

(2) 令和7年2月ごろにスポーツ庁において調査結果に係る速報値を公表する予定であるところ、公表に必要な資料についても、スポーツ庁と適宜協議の上、作成すること。

(3) この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、スポーツ庁と適宜協議を行うものとする。